

一般社団法人日本拳法競技連盟 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し必要な細則を定めるものとする。

(入会金)

第2条 会員は次の入会金を納入しなければならない

正会員	100,000円
その他の会員	なし

(入会金の納期)

第3条 入会金はこの法人から入会承認の通知を受けた日から14日以内に納入しなければならない。

(会費)

第4条 会員は次の会費（年額）を納入しなければならない。

正会員	5,000円
普通会員	
・都道府県連盟	5,000円
・一般個人（役員、審判、競技者）	1,000円
・大学生・高校生	500円
・中学生・小学生	200円
・未就学児	無し
賛助会員	1,000円以上

(改廃)

第5条 この規程の改廃は理事会の決議による。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。